

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成28年9月30日
【四半期会計期間】	第33期第1四半期（自平成28年5月21日 至平成28年8月20日）
【会社名】	株式会社クスリのアオキ
【英訳名】	KUSURI NO AOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076-274-1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長 八幡 亮一
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076-274-1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長 八幡 亮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第1四半期 累計期間	第33期 第1四半期 累計期間	第32期
会計期間	自 平成27年 5月21日 至 平成27年 8月20日	自 平成28年 5月21日 至 平成28年 8月20日	自 平成27年 5月21日 至 平成28年 5月20日
売上高 (百万円)	39,441	46,579	161,597
経常利益 (百万円)	2,801	3,083	9,222
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,899	2,248	6,475
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,371	1,394	1,391
発行済株式総数 (株)	31,392,000	31,425,600	31,420,000
純資産額 (百万円)	23,515	30,002	27,942
総資産額 (百万円)	68,008	83,797	78,170
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	60.52	71.55	206.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	60.32	71.38	205.62
1株当たり配当額 (円)	-	-	12.50
自己資本比率 (%)	34.5	35.7	35.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第33期第1四半期累計期間より、売上高の会計処理の変更及び、借地権の償却方法の変更による会計方針の変更を行っており、第32期第1四半期累計期間及び第32期の関連する主要な経営指標等について、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

株式交換による持株会社体制への移行

当社は、平成28年6月30日開催の当社取締役会において、平成28年11月21日を効力発生日として、株式会社クスリのアオキホールディングス（平成28年6月30日に、有限会社二階堂より、商号変更）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、株式会社クスリのアオキホールディングスとの間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の実施により当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付される株式会社クスリのアオキホールディングス株式につきましては、株式会社クスリのアオキホールディングスがテクニカル上場を申請し、平成28年11月21日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

なお、本株式交換は、平成28年8月18日に開催された、両社の定時株主総会において、株式交換契約について承認されております。

(1) 持株会社体制への移行の背景及び目的

当社は、厳しい経営環境の中、出店攻勢を加速させると共にドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM&A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります。そのため組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

また、当社の筆頭株主の株式会社クスリのアオキホールディングスは、当社創業家の資産管理会社であり、持株会社体制への移行の手段として株式会社クスリのアオキホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業家各人による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様の理解がより一層深まるものと考えております。

(2) 本株式交換の要旨

本株式交換の効力発生日 平成28年11月21日（予定）

本株式交換の方式

株式会社クスリのアオキホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、株式会社クスリのアオキホールディングスについては、平成28年8月18日に開催された定時株主総会の決議により、当社については、平成28年8月18日に開催された定時株主総会の決議により、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定であります。

本株式交換に係る割当ての内容

	株式会社クスリのアオキ ホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社クスリのアオキ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1
本株式交換により 交付する新株式数	普通株式：27,419,560株（予定）	

(注) 1. 株式会社クスリのアオキホールディングスにおける発行済株式数の変更

株式会社クスリのアオキホールディングスは、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割及び平成28年8月1日を払込日とする第三者割当増資による新株式40株の発行を行い、発行済株式数が60株から400万株となっております。上記の株式交換比率は当該株式分割及び第三者割当増資実施後の株式会社クスリのアオキホールディングスの発行済株式数（400万株）を前提とするものであります。

2. 株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、株式会社クスリのアオキホールディングスの普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、株式会社クスリのアオキホールディングスが保有する当社普通株式400万株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

3. 本株式交換により交付する株式数等

株式会社クスリのアオキホールディングスは本株式交換により、株式会社クスリのアオキホールディングスが当社の発行済株式（但し、株式会社クスリのアオキホールディングスが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時における当社の株主（但し、株式会社クスリのアオキホールディングスを除きます。）に対して、株式会社クスリのアオキホールディングス普通株式27,419,560株を割当て交付する予定であります。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係る株式会社クスリのアオキホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買い取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係る株式会社クスリのアオキホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、当社が基準時において消却する自己株式の数が、平成28年8月20日現在の当社自己株式数（440株）と同数であることを前提として算出しておりますが、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、株式会社クスリのアオキホールディングスの単元未満株式（株式会社クスリのアオキホールディングスは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、株式会社クスリのアオキホールディングス普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株とする予定です。）を保有することとなる当社の株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び株式会社クスリのアオキホールディングスから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼し、当該第三者機関より、株式会社クスリのアオキホールディングスは、当社普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後に株式会社クスリのアオキホールディングスが保有する当社株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないことから、株式会社クスリのアオキホールディングス株式の価値は、同社の保有する当社株式価値とほぼ等しく、当社株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。

算定に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、第三者機関の助言を参考とした他、当社の一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、株式会社クスリのアオキホールディングスに対してデュー・デリジェンスを実施しております。当社は、かかるプロセスを踏まえ、株式会社クスリのアオキホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及び株式会社クスリのアオキホールディングスは、それぞれ平成28年6月30日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成28年11月21日を予定）をもって、当社は株式会社クスリのアオキホールディングスの完全子会社となり、当社株式は平成28年11月16日付で上場廃止（最終売買日は平成28年11月15日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において取引することができなくなります。

しかしながら、株式会社クスリのアオキホールディングスは、当社との株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請手続を行い、株式会社クスリのアオキホールディングス株式は、いわゆるテクニカル

上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社株主の皆様にご割当て交付される株式会社クスリのアオキホールディングス株式は東京証券取引所市場第一部に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、当社の株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

(4) 本株式交換の当事会社の概要（平成28年8月20日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
名 称	有限会社二階堂 現株式会社クスリのアオキ ホールディングス	株式会社クスリのアオキ
事業の内容	有価証券の保有及び管理	医薬品・化粧品・日用雑貨などの 近隣型小売業、調剤業務

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（平成28年5月21日～平成28年8月20日）におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景とした企業収益の改善や雇用環境の改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国等の経済成長の減速など、景気の先行については不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、激しい出店競争や価格競争に加え、他業種の参入により医薬品販売の先行きの厳しさが増す等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という理念の下、引続き、地域のお客様に支持される売場づくりに努めるとともに、既存店の活性化に注力し、9店舗の全面改装を実施いたしました。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを、石川県に1店舗、富山県に1店舗、福井県に2店舗、新潟県に1店舗、群馬県に3店舗、岐阜県に3店舗、愛知県に1店舗、三重県に3店舗の合計15店舗の出店を行い、さらなるドミナント化を推進いたしました。

また、ドラッグストア併設調剤薬局を、石川県に2薬局、富山県に2薬局、新潟県に1薬局、群馬県に1薬局、滋賀県に1薬局、愛知県に1薬局の合計8薬局を新規開設いたしました。一方、ドラッグストア1店舗を閉店いたしました。

この結果、当第1四半期会計期間末の当社の店舗数は、ドラッグストア325店舗（内調剤薬局併設167店舗）、調剤専門薬局6店舗の合計331店舗となっております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高465億79百万円（前年同期比18.1%増）、営業利益30億33百万円（同11.2%増）、経常利益30億83百万円（同10.1%増）、四半期純利益22億48百万円（同18.4%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の資産合計は837億97百万円となり、前事業年度末に比べ56億26百万円増加いたしました。主な増加要因は、現金及び預金の増加28億39百万円、新規出店等による建物等の有形固定資産の増加20億51百万円等によるものであります。

負債合計は537億94百万円となり、前事業年度末に比べ35億65百万円増加いたしました。主な増加要因は、買掛金の増加29億76百万円、新規店舗の設備投資を用途とする長期借入金（1年内返済予定含む）の増加12億9百万円等によるものであり、主な減少要因は、未払法人税等の減少10億33百万円、賞与引当金の減少4億98百万円等によるものであります。

純資産合計は300億2百万円となり、前事業年度末に比べ20億60百万円増加いたしました。また、自己資本比率は、35.7%となっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年8月20日)	提出日現在発行数(株) (平成28年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,425,600	31,428,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	31,425,600	31,428,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
平成28年5月21日～ 平成28年8月20日 (注)	5,600	31,425,600	3	1,394	3	1,547

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年5月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年5月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 400		
完全議決権株式（その他）	普通株式 31,415,800	314,158	
単元未満株式	普通株式 3,800		1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	31,420,000		
総株主の議決権		314,158	

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年5月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有者株式の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市 松本町2512番地	400	-	400	0.00
計	-	400	-	400	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成28年5月21日から平成28年8月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年5月21日から平成28年8月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年5月20日)	当第1四半期会計期間 (平成28年8月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,001	11,841
売掛金	1,971	2,472
商品及び製品	17,721	18,426
繰延税金資産	1,306	1,171
未収入金	4,434	3,828
その他	37	41
貸倒引当金	24	23
流動資産合計	34,448	37,758
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	25,273	27,193
土地	1,046	1,046
その他(純額)	10,782	10,914
有形固定資産合計	37,102	39,153
無形固定資産		
借地権	548	556
その他	187	175
無形固定資産合計	735	732
投資その他の資産		
投資有価証券	168	157
関係会社株式	4	4
繰延税金資産	294	319
敷金及び保証金	3,260	3,411
その他	2,157	2,262
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	5,883	6,152
固定資産合計	43,721	46,038
資産合計	78,170	83,797
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,267	25,244
1年内返済予定の長期借入金	3,059	3,262
未払法人税等	1,786	753
賞与引当金	1,059	561
ポイント引当金	2,167	2,354
その他	4,572	5,083
流動負債合計	34,912	37,260
固定負債		
長期借入金	11,183	12,189
役員退職慰労引当金	367	345
資産除去債務	1,891	2,069
その他	1,874	1,928
固定負債合計	15,316	16,534
負債合計	50,228	53,794

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年5月20日)	当第1四半期会計期間 (平成28年8月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,391	1,394
資本剰余金	1,594	1,597
利益剰余金	24,834	26,886
自己株式	1	1
株主資本合計	27,819	29,878
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	61	53
評価・換算差額等合計	61	53
新株予約権	61	70
純資産合計	27,942	30,002
負債純資産合計	78,170	83,797

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成27年5月21日 至平成27年8月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年5月21日 至平成28年8月20日)
売上高	39,441	46,579
売上原価	28,675	33,677
売上総利益	10,766	12,902
販売費及び一般管理費	8,038	9,868
営業利益	2,728	3,033
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	1	1
受取家賃	11	14
固定資産受贈益	14	18
補助金収入	38	1
受取手数料	28	29
貸倒引当金戻入額	-	0
その他	5	7
営業外収益合計	104	80
営業外費用		
支払利息	21	20
賃貸収入原価	6	6
その他	3	2
営業外費用合計	31	29
経常利益	2,801	3,083
特別損失		
固定資産除却損	4	6
減損損失	-	44
特別損失合計	4	50
税引前四半期純利益	2,796	3,032
法人税、住民税及び事業税	752	670
法人税等調整額	145	113
法人税等合計	897	784
四半期純利益	1,899	2,248

【注記事項】

(会計方針の変更)

(売上高の会計処理方法の変更)

当社は、従来、コンセッショナリー部門における取扱高を、「売上高」及び「売上原価」として計上しておりましたが、コンセッショナリー部門の取扱高の増加に伴い、「我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告) <日本公認会計士協会：会計制度委員会研究 報告第13号>」等を踏まえ、取引内容を再検討した結果、経営成績をより適切に表示するため、当第1四半期会計期間より利益相当額を売上高に計上しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期および前事業年度については遡及適用後の四半期財務諸表および財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期累計期間の売上高および売上原価が、それぞれ298百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税引前四半期純利益への影響はありません。なお、前事業年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(借地権の償却方法の変更)

当社は、従来、借地権を非償却資産として無形固定資産に計上しておりましたが、今後、事業用定期借地権契約に基づく出店数増加が予想され、それに伴い借地権の金額的重要性が増すことを勘案し、当第1四半期会計期間から適切な費用配分方法に基づく合理的な期間損益計算を行うため、当該借地権を契約期間により、均等償却する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期および前事業年度については遡及適用後の四半期財務諸表および財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前に比べて、前第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ9百万円減少しております。また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前事業年度の借地権、利益剰余金の期首残高がそれぞれ314百万円、218百万円減少しております。なお、前第1四半期累計期間の1株当たり四半期純利益金額は、22銭減少しており、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましても、22銭減少しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

また、前第1四半期累計期間につきましては、会計方針の変更(無形固定資産の償却方法の変更)による遡及適用を受けております。

	前第1四半期累計期間 (自 平成27年5月21日 至 平成27年8月20日)	当第1四半期累計期間 (自 平成28年5月21日 至 平成28年8月20日)
減価償却費	737百万円	951百万円

(注)前第1四半期累計期間については、会計方針の変更に伴い、遡及適用後の数値となっております。

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成27年5月21日 至 平成27年8月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年8月19日 定時株主総会	普通株式	172	11	平成27年5月20日	平成27年8月20日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成28年5月21日 至 平成28年8月20日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年8月18日 定時株主総会	普通株式	196	6.25	平成28年5月20日	平成28年8月19日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は医薬品・化粧品等の小売事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成27年5月21日 至平成27年8月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年5月21日 至平成28年8月20日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	60円52銭	71円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,899	2,248
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,899	2,248
普通株式の期中平均株式数(株)	31,381,085	31,420,890
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	60円32銭	71円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	104,193	77,338
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成27年ストック・オプション(新株予約権の目的となる株式の数 15,400株)

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期会計期間における会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期累計期間については遡及適用後の1株当たり情報となっております。会計方針の変更に伴う前第1四半期累計期間に係る1株当たり情報に対する影響額は、「会計方針の変更」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年9月30日

株式会社クスリのアオキ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 亘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クスリのアオキの平成28年5月21日から平成29年5月20日までの第33期事業年度の第1四半期会計期間（平成28年5月21日から平成28年8月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年5月21日から平成28年8月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クスリのアオキの平成28年8月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。